

房村証言にこたえる道は？

本紙が房村信雄・早大教授の、大災害裁判第11回公判(昨年12月12日、福岡地裁)での証言内容を特集して伝えましたところ、三池労組の内外を問わず各方面(CO患者・遺族を守る会ほか)に、広く反響を呼びました。ここにその反響のなかから次の方々のご協力を願ひ、同教授の証言に対する感想や決意を示す手稿をいただきました。どうか一読下さい。

正義が少しでも生きている限りは……

日本社会党大牟田総支部
総支部長 川口 六平



川口さん

昨年十二月十二日、福岡地裁で三池大災害裁判第十一回公判があり、早大教授・房村信雄証人に対する藤本正弁護士との尋問を傍聴することができた。

証言の内容から、爆発の原因は炭車の逃走によって坑道内の炭じんを空気中に巻きあげ、この炭じんが、逃走した炭車によって切断されたケーブルのスパークか、または炭車の衝突による摩擦熱によって第一次爆発が起り、さらにこの爆発が炭じんを巻きあげて第二次、第三次……の爆発が起きた

という事であった。

炭じん爆発は、一定量以上の散水と岩粉の散布によって防止できる事を証言された。

証言から、三井鉱山が安全対策を怠っていた事が明瞭となった。

三井鉱山は、この点から刑法上の責任は免れないのが当然であると思うが、御用学者の「風化砂岩説」によって、刑法の適用が免除

された。

房村証人はこの点について、三池大災害が起る以前には、「風化砂岩説」は聞いたことはない、と証言された。この点から考えて「風化砂岩説」は、三井鉱山が責任を追及されるのを免れさせるために造られた学説であったのである。

さらに、この爆発の原因究明に当たっていた早大教授・山田の説いた風化砂岩説は、学界の中でも新しいもので、政府調査団団長という重職にありながら、自分の説を公式の場でではなく、陰にかくれてこそこそ出していたこと。

この証言で、この爆発が不可抗力のものでは決してないことが、明らかになったと思っています。

この裁判に勝利し住みよい社会へ……

九大CO・遺族を守る会
松尾 邦昭

房村教授の証言は、第一に、炭すきで各地で起っており、そのじん爆発は炭じんの発生を少なくする事で防止できること。第二に、このような爆発は当時、それが義務づけられていたこと。

最後に、いつものことですが、三池の方がたの態度とした態度に

最敬の念を感じている次第です。頑張つてゆきましょう。

安心することなく法廷内外で闘おう

大地評事務局
大橋 武彦



大橋さん

を与える、早大の房村教授が、原告証人として出廷されました。先生に私達側の証人として出廷していただいたことは、百万の味方を得たに等しいことになると思いました。

果たして先生は、学者らしい物静かな口調ながら理路整然と述べられ、大爆発が人災であったことを明確にされ、会社側に大きな衝撃を与えたことでしょう。

しかし、安心はできません。私達は房村証言ですます勝訴への展望を確信しながら、電気訴訟ともども完全勝利のため、法廷内外の闘いをさらに強化していかなくてはなりません。

この日はこの裁判に重大な影響

気をゆるめず

原告団々長
小川 紘志

十二月の第十二回公判において早稲田大学の房村教授が、大災害直後の政府調査団の一員としての調査結果にもとづいて、「炭じん爆発の原因」について証言され、以上の炭じんが堆積していたことが明らかにされた。会社の保安対策がデタラメであったことを立証する結果となりました。

真理は一つ

遺族会事務局局長
永江美由紀

大災害裁判第十一回公判は、人証の一番手として、早稲田大学教授の房村信雄先生の証言であった。

証言は立派で、科学者の良心に基いたものであった。

数字の上でも明快で、悪を許さず、必ずや敵の胸をついたに相違ない。

時に決して酔いしれることなく、さらに団結を固め、大牟田・荒尾の労働者に市民の間に支持を広げ

爆発は防げる。風化砂岩説に三井の責任を追及し、災害撲滅のために闘おう。これしか、殺されたいと、はつきり述べられた。

固まる確信

CO患者家族の会会長
石原 政子

大災害裁判も、一月二十三日で十三回公判を迎えますが、昨年十二月十二日の十一回公判より立証段階に入りました。

証言は立派で、科学者の良心に基いたものであった。

数字の上でも明快で、悪を許さず、必ずや敵の胸をついたに相違ない。

広げよう輪

主婦会事務局局長
平川 弘子

大災害裁判第十一回公判を傍聴し、この裁判の方向が明るい勝利の展望を切り開いている、という確信を深めた一人です。

房村先生の証言は、終始もの静かな中にも、実に明快に、三井鉱山の爆発責任を、逃れることのできない事実として、裏づけられたと思えます。

昭和三十八年(大爆発の年)以来、組合員はもとより主婦会員も遺族も、CO患者とその家族ともども、「法廷内の闘いと合わせて

原告団消息

一月 七日 原告団編集会議。

八日 三井指導部十一分会、新港作業所勤務のCO患者

菊川泰郎さん(享年七歳)。

十三日 遺族・連尾貞子さん(アソニット工場勤務)白鳩

診療所(荒尾)入院・療養中のところ。この死は「疲労による」との診断に、原告団の怒り爆発。三井鉱山に抗議すると同時に、その責任を追及することを確信。

十四日 故・連尾貞子さんの葬儀が営まれ、アソニット工場勤務の遺族全員休暇をとり参列。葬儀後、遺族会は現地の鉱業所に向け抗議行動を起こす。会社側は正門を鉄柵で閉ざして対抗。

十九日 役員会議。①九・二八坑内火災裁判と②一九大災害裁判に向けての取り組み。③連尾さんの死去についてなどを協議。

二十日 班長会議。前日協議した面談に向けての具体的取り組みを協議後、ニュースカ「はたかぜ」による宣伝、ビラを配布。

二十一日 原告団編集会議。二十二日 九・二八坑内火災裁判公判前書記長が、患者の損害について証言。

二十三日 一九大災害裁判第十一回公判。会社側が、房村証人に対し、反対尋問。

十五日 原告団編集会議。十一日 副団長会議。原告団総会日程、大災害裁判の取り組みなどを協議。

※なお、遺族の川島早苗さん(熊本県玉名郡長洲町下本町)は去年十一月十四日交通事故にあい現在木通病院(荒尾市)に入院、治療中。一日も早く快癒なさることを心から祈る。